

教職員及び学生 各位

公立大学法人青森公立大学
理 事 長 石川 浩明
学長代行 神山 博

令和 5 年 5 月 8 日以降の新型コロナウイルス感染症に係る対応について（通知）

本年 5 月 8 日から、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが、季節性インフルエンザ等と同じである 5 類感染症に変更されたことに伴い、新型コロナウイルス感染症に係る対応について、下記のとおりとしますので、適切に対応くださるようお願いします。

記

1 本学の感染防止対策について

感染症法上の位置づけが変更されても、ウイルスの感染力や重症化リスクは変わらず、本年 5 月 8 日時点で、青森市内においても新型コロナウイルス感染症の陽性者が依然として発生し続けている状況です。

よって、本学の学生・教職員には、引き続き感染防止対策へのご協力をお願いします。

- ◎ 一般的事項として、屋内においては、周囲に人がいる場合には、「周囲の方に感染を広げないために」「自身を感染から守るために」マスクの着用をお願いします。

特に、授業中は教室収容率を 100%にしており、十分な距離を保つことが難しいため、マスクの着用をお願いします。

- ◎ 個別の場面、場所での対応については、必要に応じて別途定め、随時お知らせします。

2 新型コロナウイルス感染症に感染した場合

法律に基づく外出自粛期間は無くなりますが、国では、外出を控える期間として「発症日から 6 日目（発症日から 5 日間、かつ症状が軽快した後 24 時間経過）」を推奨しており、本学では、この推奨を取り入れ、感染者に外出（通学・通勤）を控えることをお願いします。その際、学生においては「公欠」扱いとなります。

3 その他

今後、青森市内の感染状況の変化や、国等の関係機関による新型コロナウイルス感染症に関する対応変化があった場合には、随時、本学の対応についてお知らせします。

以上